

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 全国高等学校体育連盟、全国高等学校文化連盟、日本高等学校野球連盟、日本中学校体育連盟、全国中学校文化連盟及びスポーツ・文化活動に関する全国組織が主催する各種大会等において、単一の学校からの複数チーム・グループの参加、複数校合同チーム・グループの参加、学校と連携した地域スポーツクラブ・団体等の参加などの参加資格の在り方、大会の規模又は日程等の在り方、部活動指導員による単独引率やボランティア等の外部人材の活用など運営の在り方に関する見直しが行われた場合、沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県高等学校文化連盟、沖縄県高等学校野球連盟、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等が主催する大会等においても、必要な協力や支援を受け同様の見直しを速やかに行う。
- イ 沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県高等学校文化連盟、沖縄県高等学校野球連盟、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等及び学校の設置者（教育委員会等）は、学校の各部が参加する大会等や地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- なお、県立学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を以下のとおりとする。
- 県立学校の部活動が参加する大会等は、沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県高等学校文化連盟、沖縄県高等学校野球連盟、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等の主催又は共催する大会等とする。
 - それ以外の各競技団体や芸術文化関係団体等が行う大会等や地域の行事・催し等への参加については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や引率する指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において精査する。
 - 市町村教育委員会においては、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等と連携し、上記を参考に市町村立中学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を策定する。
 - 小学生が所属するスポーツ少年団等の各競技団体や芸術文化関係団体等の大会等や地域の行事・催し等への参加について、各団体等は、保護者等と連携し、指導者や児童、保護者の負担が過度とならないよう、見直しを検討する。

7 地域との連携等

- ア 学校の設置者（教育委員会等）及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館や公民館等の社会教育施設、劇場等の文化施設の有効活用や、地域のスポーツ団体等及び社会教育関係団体・芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境並びに芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。
- イ 各競技団体、芸術文化関係団体等は、県の所管課、県教育委員会（保健体育課・文化財課）及び市町村教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ活動や芸術文化等の活動を推進するとともに、学校の設置者（教育委員会等）が実施する部活動指導員の任用・配置や、指導者に対する研修等、指導者の資質向上に関する取組に協力する。
- ウ 市町村教育委員会及び市町村立小・中学校においては、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒がスポーツ・芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。
なお、県立学校においては、各学校の実態に応じて検討する。
- エ 学校の設置者（教育委員会等）及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

「本改定版」・「本取組」は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。今後、ジュニア期におけるスポーツや文化、科学等の活動の環境整備については、長期的には、従来の学校単位の活動から一定規模の地域単位の活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

- ア 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月1日事務連絡 スポーツ庁・文化庁・文部科学省）」において、生徒にとって望ましい指導の充実と、教職員の負担軽減を図るため、休日の部活動については、令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動（地域部活動）へ移行していく方針が示された。
- イ 県教育委員会（保健体育課・文化財課）は、スポーツ庁・文化庁等が示す上記ア等を踏まえ、県の所管課や地域の総合型スポーツクラブ¹⁵、スポーツ少年団、競技団

体、地域スポーツクラブ、芸術文化関係団体等とも連携し、持続可能な運営体制を整備していく。

ウ 公益財団法人沖縄県スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体、芸術文化関係団体等は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、芸術文化関係団体等の児童生徒が所属する地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体等に関する事業等について、学校と地域が共に子どもを育てるという観点から、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや芸術・文化環境の充実を推進する。

中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的、自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考える機会となる。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追求する機会などの充実につながるものである。

県教育委員会（保健体育課・文化財課）は、「本改定版」・「本取組」を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、スポーツ庁・文化庁等が示す「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る」等の国の動向¹⁶を注視しながら、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な部活動運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツや文化、科学等の活動の機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。

¹⁵ 令和3年度は、県内34市町村において51クラブが設立（休止13）され、12クラブが準備中（休止10）、計63クラブ（休止23）となっている。（公益財団法人沖縄県スポーツ協会）

¹⁶ 「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」（令和3年2月17日付け2初初企第39号）参照

部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの 根絶に向けた取組

目次

令和3年4月実施「令和2年度沖縄県立学校部活動実態調査」について	・・・14
1 人権について（平成19年3月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正）	・・・15
2 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて （平成19年3月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正）	・・・16
3 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて	
（1）体制の構築	・・・20
（2）学校における具体的な取組	・・・21
（3）研修の充実	・・・21
（4）県教育委員会の役割	・・・22
（5）学校以外の相談窓口	・・・23
（6）指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意	・・・24
終わりに	・・・25
【資料1】部活動加入率等推移・担当部数（高等学校）	・・・26
【資料2】体罰等の許されない指導と考えられるものの例	・・・27
【資料3】新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて ～ グッドコーチに向けた「7つの提言」～	・・・27
【資料4】暴力・暴言・ハラスメント実態調査様式（例）	・・・29
【資料5】暴力・暴言・ハラスメント根絶のためのチェックシート（例）	・・・29

令和3年4月実施「令和2年度沖縄県立学校部活動実態調査」について

令和3年1月末に起こった、「本件事案」を受け、令和3年4月に実施した「令和2年度沖縄県立学校部活動実態調査」（以下「実態調査」という。）において、暴力・暴言・ハラスメントに関する指導上の課題が明らかになった。

調査対象：管理職・指導者・部員・保護者

総数	40,171名	回答者	12,737名	回答率	31.7%
(内訳) 管理職	143名	回答者	132名	回答率	92.3%
指導者	3,948名	回答者	1,807名	回答率	45.8%
部員	18,040名	回答者	6,539名	回答率	36.2%
保護者	18,040名	回答者	4,259名	回答率	23.6%

- 「部員・保護者からの体罰・ハラスメントの訴えがあったか」（「あった」と回答）
管理職 19名 (13.9%) 指導者 14名 (0.8%)
- 「指導者からの体罰・ハラスメントを受けたことがあるか」（「あった」と回答）
部員 133名 (2.0%) 保護者 122名 (1.9%)
- 「指導者による体罰・ハラスメント」の内容（複数回答可）
部員 体罰 28名 (13.9%) 暴言 115名 (57.2%)
無視 46名 (22.9%) セクハラ 12名 (6.0%)
保護者 体罰 12名 (7.4%) 暴言 111名 (68.5%)
無視 39名 (24.1%) セクハラ 0名 (0%)
- 「体罰・ハラスメントが解決されたか」
「解決した・解決に向かっている」管理職 19名 (100%) 指導者 14名 (100%)
「解決されていない」部員 88名 (66.2%) 保護者 99名 (81.1%)
- 日頃の指導者の指導が「日常的に高圧的・威圧的な指導となっている」（複数回答可）
部員 291名 (3.3%) 保護者 149名 (2.6%)
- 「指導者との信頼関係」について、
「強く感じる・感じる」部員 5,247名 (80.2%)
「あまり感じない・感じない」部員 1,290名 (19.7%)

県教育委員会としては、「実態調査」の結果を重く受け止めるとともに、指導者の人権意識の高揚と、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた意識改革に取り組む必要があることから、令和3年6月「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」検討委員会を設置し、審議した上で、「本改定版」・「本取組」を策定した。

このあとの「1、2」では、「沖縄県教育委員会人権ガイドブック」（平成19年3月）を参考に一部修正し、「人権」、「体罰（暴力・暴言）・ハラスメント」について再確認することとする。

1 人権について

平成19年3月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

(1) 人権とは

人権とは、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来する。

人権は、人間がただ人間であることにより誰でも当然に有する、侵してはならない権利である。

日本国憲法は、「個人の尊重」「個人の尊厳」を基本的人権の保障の根底に捉えており、一人ひとりの人間が、自由・自律という尊厳性を表象する人格主体、権利主体として最大限尊重されなければならない。

ア 人権侵犯

人権侵犯とは、人間が生まれたときから持っている基本的人権を侵すことをいい、人格権の侵犯ともいわれる。その原因や態様にはいろいろなものがある。

- 有形な人権侵犯とは、相手に肉体的苦痛を与えるもので、いわゆる殴る、蹴る、長時間にわたる正座や校庭での走り込みなどがある。
- 無形な人権侵犯とは、相手に精神的苦痛を与えるもので、いわゆる言葉による暴力、相手の身体の肉体的欠陥や相手が気にしている身体的特徴（例えば、ハゲ、デブ、チビ、汚い、臭いなど）を言ったり、また、グループで無視し仲間はずれにするなどがこれに当たる。
- 人権侵犯は、場合によっては不登校、自殺、教師不信などにつながっていく恐れがあるので、有形、無形に関わらず犯してはならない。

イ 人権感覚を身につける

人権については、知的理解にとどまらず、人権感覚を身につけることが大切で、人権尊重の理念について十分に認識する。

- 人権を知識として理解するだけでなく、感覚や感性として人権を身につけることがなければ、児童生徒に対して人権教育はおろか、人権に配慮したコミュニケーションができず、児童生徒の人権に対する感性がはぐくまれることが難しくなる。

ウ 人権教育

人権教育とは、日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、基本的人権の尊重が正しく身につくよう、地域の実情にも留意しながら学校教育及び社会教育において行われる教育活動をいう。

- 人権教育は、児童生徒が日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が充分身につくよう指導することが大切である。そのためには、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることも重要であるが、それと併せて具体的な人権に関わる課題に即し、児童生徒に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫が必要である。

エ 加害者に問われる責任

加害行為が犯罪を構成する場合には、刑事的に訴追され、裁判で禁錮以上の刑に処せられると、教員免許状は失効となりその職を失うこともある。

【行政責任】

行政的には、信用失墜等の理由から、地方公務員法第 29 条によって懲戒処分にかかることがある。

- 特に公教育にあたる教育公務員の職の重大さに鑑み、行政処分は厳しく、教員免許状が取り上げられることもある。処分の種類には、戒告、減給、停職、免職がある。校長も監督責任を問われることがある。

(2) 子どもの権利とは

子どもは、自由かつ独立の人格を持った権利の主体であり、子どもを未成熟な保護の客体として扱うのではなく、子どもを一人の独立した人格として尊重しなければならない。子どもは、大人と共に社会を構成する対等かつ全面的なパートナーであり、**大人は子どもの支配者ではない。**

全ての子どもは、健やかに成長し発達する権利を持っており、子どもが持っている無限の可能性を十分に発揮できるよう、子どもの権利を保障することは、大人及び社会の責務である。

子どもの権利について、子どもの権利条約において権利保障の基準が明らかにされ「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。子どもの権利条約に基づく子どもの権利には、以下の4つの柱があるといわれている。

- ・ **生きる権利**：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- ・ **育つ権利**：勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ・ **守られる権利**：紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ・ **参加する権利**：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

2 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて

平成 19 年 3 月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

(1) 体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師（指導者）が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。

しかし、体罰に教育的効果はなく、加えてはいけないため「暴力・暴言」として認識すべきである。

懲戒はあくまでも教育上の目的に応じた教育作用として行われるものである。また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、懲戒行為は慎重に行わなければならない。

学校教育法第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

ア 体罰（暴力・暴言）はどんなときに行われているか

団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されていたりする場合に多く発生する。

- 児童生徒の言動に反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったとき。
- 何度も同じ事を繰り返し言ったり確認したりしたのに、指導者の指示通りに動かず、カーッとしたとき。
- 指導者が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。
- 指導者と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。
- 指導者の体調不良や機嫌が悪いとき。

イ 体罰（暴力・暴言）では教育はできない

- 体罰（暴力・暴言）は違法な行為であり、人権侵害である。体罰（暴力・暴言）は、学校教育法第 11 条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰（暴力・暴言）はどのような理由からも正当化できない。
- 体罰（暴力・暴言）は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、指導者や学校への信頼を失わせる。体罰（暴力・暴言）の多くは指導者が一時的感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、指導者や学校への不信感を抱くことになる。
- 体罰（暴力・暴言）には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と指導者の信頼関係をこわし、それまでの指導者の努力がすべて水泡に帰すことになる。
- 体罰（暴力・暴言）は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。体罰（暴力・暴言）は成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある指導者が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

ウ 指導の成果を性急に求めない

- 授業や生徒指導、部活動を行っているとき、指導者は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある指導者は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

エ 体罰（暴力・暴言）により失われるもの

- 体罰（暴力・暴言）は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰（暴力・暴言）によって多くのものが失われる。

・指導者、学校に対する児童生徒や保護者の信頼。 ・児童生徒の人間的誇り。
・児童生徒の自ら考える力。 ・児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
・児童生徒の意欲。 ・児童生徒の豊かな心の育成。 ・学校の明るさやなごやかさ。

これらが失われると、児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる。

- ・主体的に思考し行動することが、できなくなる。
- ・指導者が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。
- ・指導者の指導に素直に従わなくなる。
- ・暴力・暴言を認め、力によって物事を解決するようになる。
- ・指導者に対する不満をいじめに転嫁するようになる。
- ・指導者に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる。

(2) ハラスメントとは

ア 「パワーハラスメント」

一般的に、パワーハラスメントは、権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。職権を背景に、本来の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を傷つけることをいう。

部活動においては、自分のキャリアを背景に指導者から部員、指導者から同じ部活動の他の指導者などのケースに対しても起こりうる。

パワーハラスメントは許されない行為であり、パワーハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢を持つことが大切である。

○ 部活動におけるパワーハラスメントの例

- ・頻繁に怒鳴りつけられたり、叱責されたりする。
部活動中の指導において、頻繁に怒鳴りつけたり、過剰にストレスを与えるような言動は、パワーハラスメントになる。
- ・「辞めれば?」「死ね!」などと頻繁に言われる。
大声で怒鳴らなくても精神的に追い込むような言動は、パワーハラスメントになる。
- ・部活動中の行動を細かくチェックされるなど必要以上に干渉されたり、無視されたり、他の部員と比べて明らかに違う場合は、パワーハラスメントになる。
- ・物を投げつけられたり、殴られたりする。この場合は、パワーハラスメント以前に傷害罪などになる。

○ 部活動におけるパワーハラスメント防止のためのチェックポイント

- ・指導者一人一人が、身近な言動を見直し、お互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。(しない、させない、見逃さないという部活動環境づくり)
- ・不快にさせる言動に対し、指導者としてふさわしい判断基準を身につけさせる。
- ・指導者として、児童生徒、保護者等の反応を敏感に察知するとともに、お互いが気軽に意思表示できる環境をつくる。

イ 「セクシャル・ハラスメント」

一般的に、学校教職員(指導者)によるセクシャル・ハラスメントとは、児童生徒や職場の同僚の意に反した性的な性質の言動を行い、それによって、児童生徒に学校生活を送る上で一定の不利益を与えたり、あるいは、職場の同僚に職務を遂行する上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって、就学環境・職場環境を著しく悪化させることである。

セクシャル・ハラスメントは許されない行為であり、セクシャル・ハラスメントを

受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢をもつことが大切である。

○ 認識の重要性

指導者は、セクシャル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- ・お互いが人格を尊重し合うこと。
- ・相手（児童生徒等）を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- ・性別による優劣の意識をなくすこと。

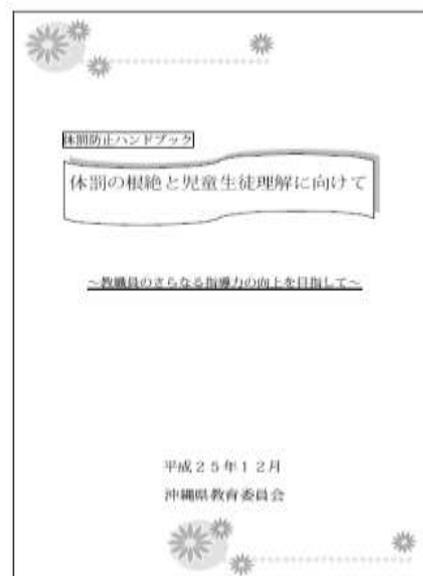
○ 基本的な心構え

- ・親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ・児童生徒やその保護者、他の教職員等との関係にも注意しなければならない。
- ・セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな問題であり、被害者にとっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。

【参照】（沖縄県教育委員会ホームページ掲載あり）



沖縄県教育委員会「人権ガイドブック」
（平成19年3月）



沖縄県教育委員会「体罰防止ハンドブック」
（平成25年12月）